

当社の苦情処理・紛争解決措置についてのご案内

当社は、金融商品取引法及び貸金業法に規定される苦情処理措置及び紛争解決措置として、当社が登録を受けている業務の種別ごとに、以下の通り対応しております。

(1) 投資運用業務及び投資助言・代理業務

当社が加入している一般社団法人日本投資顧問業協会が行う苦情解決手続及びあっせんにより、投資運用業務及び投資助言・代理業務関連の苦情及び紛争の解決を図ることとしています。一般社団法人日本投資顧問業協会は、協会会員の金融商品取引業務に関する投資家等からの苦情の処理、紛争解決のためのあっせん業務を、「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター」に委託しております。受付窓口は以下の通りとなります。

(2) 第二種金融商品取引業務

当社が加入している一般社団法人第二種金融商品取引業協会が行う苦情解決手続及びあっせんにより、第二種金融商品取引業務関連の苦情及び紛争の解決を図ることとしています。一般社団法人第二種金融商品取引業協会は、協会会員の金融商品取引業務に関する投資家等からの苦情の処理、紛争解決のためのあっせん業務を、「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター」に委託しております。受付窓口は以下の通りとなります。

■受付窓口

名称：特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)

所在地：〒103-0025東京都中央区日本橋茅場町2-1-13

電話番号：0120-64-5005(フリーダイヤル：全国共通)

受付時間：月曜日～金曜日／9時00分～16時00分（祝日等を除く）

(3) 貸金業務

当社は、貸金業務関連の苦情及び紛争の解決として「貸金業相談・紛争解決センター」を通じて解決を図ることとしています。受付窓口は以下の通りとなります。

■受付窓口

名称：日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター

所在地：〒108-0074東京都港区高輪3-19-15

電話番号：03-5739-3861

受付時間：月曜日～金曜日／9時30分～17時30分（祝日・年末年始を除く）